

## 第 4 次新潟市食育推進計画の策定について（案）

### 1 委員の改選について

- 委員選考の基準  
新潟市食育推進条例に従い選考する。
- 次期委員の任期  
令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日
- 委員の人数  
10 名程度
- 委員選考の視点  
子どもやその育成世代（若い世代）に関係する団体や個人を中心に依頼する。

### 2 計画策定までのスケジュール

資料 9－別紙のとおり

### 3 食育推進計画の数値指標について

第 3 次食育推進計画の数値指標を見直す。

- 見直しの視点
  - ・ 第 4 次食育推進計画の方向性と合致するよう、見直し、整理を行う。
  - ・ 新たな視点を加え、数値指標を設定する。

#### 新潟市食育推進条例（平成 19 年 4 月 1 日施行）

（推進会議）

第 20 条 市は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 33 条第 1 項の規定により、新潟市食育推進会議（以下、「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- （1）推進計画の作成及び実施に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、食育推進に関する重要事項。

3 推進会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体の役員又は職員
- （3）教育関係者
- （4）市民
- （5）その他市長が適当と認める者

・・・以下、省略